

○田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和62年10月1日

規則第21号

改正 平成元年3月24日規則第8号

平成16年9月30日規則第13号

平成17年6月28日規則第12号

平成19年3月30日規則第21号

平成26年4月24日規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例(昭和62年田上町条例第22号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、田上町文化財椿寿荘、管理棟(以下「椿寿荘等」という。)の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第2条 椿寿荘等の休館日は、12月29日から翌年1月4日までとする。ただし、指定管理者が必要と認め田上町長(以下「町長」という。)の承認を得たときは、臨時休館日を定めることができる。

(観覧及び使用)

第3条 指定管理者は、条例第6条の規定に基づき、椿寿荘を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)及び使用しようとする者(以下「使用者」という。)に対して次の各号に定めるところにより処理しなければならない。

(1) 観覧者に対して入場券(様式第1号の1、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第1号の4)を交付しなければならない。

(2) 使用者に対して前号に規定する入場券及び利用料金領収証書(様式第2号)を交付しなければならない。

(使用許可の申請)

第4条 椿寿荘等の使用許可を受けようとする者は、椿寿荘使用許可申請書(様式第3号)又は管理棟使用許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、使用許可するかどうかを決定し、椿寿荘使用許可通知書(様式第3号の2)又は管理棟使用許可書(様式第6

号)を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の減免手続)

第5条 条例第6条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、椿寿荘・管理棟利用料金減免申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、減免するかどうかを決定し、椿寿荘・管理棟利用料金減免決定通知書(様式第4号の2)を申請者に交付しなければならない。

(使用許可の取消し)

第6条 次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 条例又はこの規則に違反したとき。

(2) 災害その他やむを得ない理由により、指定管理者において特に必要があると認めるとき。

(3) その他指定管理者が管理上特に必要があると認めるとき。

(使用許可取消し等による責任)

第7条 指定管理者は、使用者が条例又はこの規則等に違反し、使用許可を取り消した場合で、使用者が損害を受けることとなってもその責めを負わない。

(利用料金の還付)

第8条 利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により、椿寿荘等を使用することができなくなったとき。

(2) 災害その他やむを得ない理由により、椿寿荘等を使用することができなくなったとき。

(3) その他指定管理者が管理上使用を取り消したことにより、椿寿荘等を使用することができなくなったとき。

(権利譲与の禁止)

第9条 使用者は、その使用する権利を他に譲与し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による手続)

第10条 椿寿荘の利用の許可等において、第3条から第8条については指定管理者が別に定め町長が承認した場合は、それによるものとする。

(観覧者・使用者の遵守事項)

第11条 椿寿荘等の観覧者及び使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外にみだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 風致を害する行為及び風紀秩序を乱し、他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 酒食又は所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (4) 建物等を滅失し、損傷し、又は汚染しないこと。
- (5) 使用の許可以外の施設又は備品等を無断で使用しないこと。
- (6) 釘付け又は張紙等、建物等を損傷又は汚染するおそれのある行為をしないこと。
- (7) その他指定管理者の管理上の指示に従うこと。

(雑則)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(町による管理)

第13条 田上町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成20年田上町条例第15号)第9条の規定により町長が椿寿荘の管理の業務を行う場合にあっては、第2条から第8条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月24日規則第8号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月30日規則第13号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年6月28日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月24日規則第4号)

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

別表(第12条関係)

暖房費

区分	使用料金	摘要
対流式ストーブ	300円	○1台1日当たりの使用料とする。
反射式ストーブ	150円	○午前、午後の区分で使用するとき、半額とする。

様式第1号の1(第3条関係)



様式第1号の2(第3条関係)



No



大人団体券

様式第1号の3(第3条関係)



様式第1号の4(第3条関係)



様式第2号(第3条関係)

椿寿荘利用料金領収証書			
納入者			
氏 名			
利用料金 円			
ただし、	室 料	室 円	
	暖房費	個 円	
年 月 日領収			
指定管理者			

椿寿荘利用料金領収証書			
納入者			
氏 名			
利用料金 円			
ただし、	室 料	室 円	
	暖房費	個 円	
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
指定管理者			
			領収印

様式第3号(第4条関係)

椿寿荘使用許可申請書

使用目的			
使用期間	年 月 日	自 午 時 分から	
		至 午 時 分まで	
使用室名			
集合予定人員			
使用物品名	品 名	数 量	
使用責任者 (団体名)	住 所 氏 名 (団体名)	連絡先 電話番号 ☎() —	

上記により使用したいから許可いただきたく申請します。
なお、使用に当たっては関係例規を守り指定管理者の指示に従います。

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
氏 名



様式第3号の2(第4条関係)

椿寿荘使用許可通知書

使用目的	
使用期間	年 月 日 自午 時 分から 至午 時 分まで
使用室名	
使用注意事項 (1) 使用するとき、この許可書を指定管理者に提示して指示に従うこと。 (2) 使用後は、使用物品等は原状に回復して返還すること。 (3) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用する権利を譲与し、若しくは転貸しないこと。	

上記のとおり許可します。

年 月 日

様

指定管理者



様式第4号(第5条関係)

椿寿荘・管理棟利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所
氏名



次のとおり椿寿荘・管理棟利用料金の減免を受けたいから、申請します。

申請種別	<input type="radio"/> 減額	氏名	人数
	<input type="radio"/> 免除	団体名	
観覧期間 使用	年 月 日から 年 月 日まで	自午 時 分から 至午 時 分まで	
使用室名	計 室		
減免を受けようとする理由			
正規の料金 及び減免額	正規の料金	減免する額	
備考			

様式第4号の2(第5条関係)

椿寿荘・管理棟利用料金減免決定通知書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった椿寿荘・管理棟利用料金の減免について、次のとおり決定したから通知します。

減免の種別	○ 減 額 ○ 免 除		
正 規 の 料 金			
減 免 額			
差 引 額			
減 額 又 は 免 除 でき ない 場 合 の 理 由			

様式第5号(第4条関係)

管理棟使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
氏 名



次のとおり管理棟を使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
販売しようとする品目等	
使用責任者名	住所 氏名 T E L

様式第6号(第4条関係)

管理棟使用許可書

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	1 指示された場所以外で物品を販売しないこと。 2 施設内外の清掃を行い常に美化に努めること。 3 関係例規を守り、管理者の指示に従うこと。

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

様

指定管理者



様式第1号の1(第3条関係)

様式第1号の2(第3条関係)

様式第1号の3(第3条関係)

様式第1号の4(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第3号の2(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第4号の2(第5条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)